

○盛岡市都市計画の決定等の提案の手続等に関する要綱

平成22年1月15日告示第26号

改正

平成22年6月9日告示第312号

盛岡市都市計画の決定等の提案の手続等に関する要綱を次のように定め、平成22年4月1日から施行する。

盛岡市都市計画の決定等の提案の手続等に関する要綱

(趣旨)

第1 この告示は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2から第21条の5までの規定による都市計画の決定等の提案の手続に対する指導及び助言等に関し必要な事項を定めるものとする。

(提案を行うことができる都市計画)

第2 計画提案（法第21条の2第3項に規定する計画提案をいう。以下同じ。）を行うことができる都市計画は、市が定める都市計画とする。

(計画提案の盛岡市総合計画等への適合)

第3 計画提案は、盛岡市総合計画、国土利用計画盛岡市計画、盛岡広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成22年岩手県告示第513号），盛岡市都市計画マスターplan等に適合するものとする。

(事前相談)

第4 法第21条の2第3項の規定により計画提案を行おうとする者（以下「計画提案者」という。）は、土地所有者等（法第21条の2第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）の同意を得る前の段階において、都市計画提案事前相談申出書に次に掲げる図書を添えて事前相談を行うものとする。

(1) 縮尺2万5,000分の1以上の地形図に当該事前相談に係る都市計画を定めるおおむねの土地の区域を明らかにした図面

(2) 縮尺2千500分の1以上の平面図に当該事前相談に係る都市計画の区域を明らかにした図面

(3) 計画の概要書

(4) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の事前相談があったときは、計画提案者に対し当該事前相談に係る計画提案の内容が第3に掲げる計画等に適合するかどうかその他必要な意見を付して、遅滞なく文書により通知するものとする。

3 市長は、前項の通知をするにあたって必要があると認めるときは、計画提案者に対し図書の補正その他必要な協力を求めることがある。

(計画提案)

第5 計画提案者は、都市計画提案書に次に掲げる図書を添えて計画提案を行うものとする。

- (1) 計画説明書
- (2) 縮尺2万5,000分の1以上の地形図に当該計画提案に係る都市計画を定めるおおむねの土地の区域を明らかにした図面
- (3) 縮尺2千500分の1以上の平面図に当該計画提案に係る都市計画の区域を明らかにした図面
- (4) 計画書（都市計画の名称、位置、区域等都市計画の内容を表示するとともに、都市計画を定めようとする理由を明確に示すことを目的とする文書）
- (5) 当該計画提案に係る都市計画を定める区域内の土地所有者等の一覧
- (6) 土地所有者等の同意書
- (7) 土地の登記事項証明書及び公図等の写し（いずれも発行後3月以内のものに限る。）
- (8) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法第21条の2第2項に掲げる者に限る。）
- (9) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第13条の3第1号イ及びロの事実を証する書類並びに同条第2号イからハまでに該当する者がないことを証する書面（法第21条の2第2項に規定するまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体に限る。）
- (10) 土地所有者等及び周辺住民への説明状況に係る報告書
- (11) 周辺環境への影響に関する説明書
- (12) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、計画提案があった場合で必要があると認めるときは、計画提案者に対し図書の補正その他必要な協力を求めることがある。

(計画提案に対する判断の期間)

第6 市長は、原則として計画提案があった日から起算して1年以内に当該計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断するものとする。

(都市計画審議会への出席)

第7 市長は、法第21条の4の規定により盛岡市都市計画審議会に付議しようとするとき又は法第21条の5の規定により盛岡市都市計画審議会の意見を聴くときは、計画提案者を当該都市計画を審議する盛岡市都市計画審議会に出席させ、意見を求めることがある。

(計画提案の取下げ)

第8 計画提案者は、やむを得ない事情により計画提案を取り下げようとするときは、都市計画提案取下書を市長に提出するものとする。